

ID: 81

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

| | | | |
|---|---------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 現状変更行為の許可の取消し等 | | |
| 例規名 根拠条項 | 村田町伝統的建造物群保存地区保存条例 第8条第1項 | | |
| 例規番号 | 平成25年条例第24号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第8条 町長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長及び教育委員会は、前項の規定により処分し、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者に対し聴聞を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合については、この限りではない。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |